

## 山元町空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に基づく空家等の適切な管理に関し、必要な事項を定めることにより、町民等の生命、身体及び財産の保護並びに防災、防犯、衛生、景観等の生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(町の責務)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、空家等の適切な管理に関し、必要な施策を実施するものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、所有又は管理する空家等が周辺的生活環境に悪影響等を及ぼさないよう、常に自らの責任において当該空家等の適正な管理に努めなければならない。

(町民等の協力)

第5条 町民等は、町がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 町民等は、特定空家等であると疑われる空家等を発見したときは、速やかに町にその情報を提供するよう努めるものとする。

(空家等対策計画)

第6条 町長は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画を定めるものとする。

2 町長は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、これを公表するものとする。

(協議会)

第7条 法第8条第1項の規定に基づき、山元町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の運営、その他の必要な事項は、別に定めるものとする。

(立入調査等)

第8条 町長は、特定空家等であると認められる空家等を発見し、又は特定空家等であると認められる空家等に関する情報の提供を受けたときは、当該空家等について法第9条第1項に規定する必要な調査又は同条第2項に規定する当該職員若しくはその委任した者による立入調査（以下「調査等」という。）をさせることができるものとする。

2 町長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を特定空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該特定空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この

限りでない。

3 第1項の規定により特定空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等又は特定空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第9条 町長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等又は特定空家等の所有者等に関するものについては、法第10条の規定に基づき、この条例の目的達成のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 前項に定めるもののほか、町長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、法第10条第3項の規定に基づき、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等又は特定空家等の所有者等の把握に関し、必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第10条 町長は、空家等に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(助言又は指導)

第11条 町長は、法第9条第1項に規定する調査等の結果、調査した空家等が管理不全空家等に該当すると認めるときは、法第13条第1項の規定に基づき、当該管理不全空家等の所有者等に対し、必要な措置について指導することができる。

2 町長は、法第9条第1項及び第2項に規定する調査等の結果、調査した空家等が特定空家等に該当すると認めるときは、法第22条第1項の規定に基づき、当該特定空家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導することができる。

(勧告)

第12条 町長は、前条第1項の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお当該管理不全空家等の管理が適切に行われていないと認めるときは、法第13条第2項の規定に基づき、その者に対し、相当の猶予期限を付けて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 町長は、前条第2項の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該特定空家等の管理が適切に行われていないと認めるときは、法第22条第2項の規定に基づき、その者に対し、相当の猶予期限を付けて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第13条 町長は、前条第2項の勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、法第22条第3項の規定に基づき、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

- 2 町長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 4 町長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 5 町長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 6 第4項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 7 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下「命令対象者」という。）を確知することができないときは、町長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、町長は、その定めた期限内に当該命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは町長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 8 町長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他法令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 9 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（代執行）

第14条 町長は、前条の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

（特定空家等に対する措置に係る意見の聴取）

第15条 町長は、法第13条第1項及び第2項並びに法第22条第1項から第3項の規定に基づく措置を講じようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

2 町長は、前条の規定により代執行をしようとするときは、あらかじめ

め協議会の意見を聴くものとする。

(緊急代執行)

第16条 町長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し、緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第13条第1項から第6項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

(費用の徴収)

第17条 第13条第7項及び前条の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第18条 町長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察、消防その他関係機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。